

## 袴田事件再審請求事件に関する会長声明

- 1 本年3月27日、静岡地方裁判所は、袴田事件第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。

袴田事件は、1966年（昭和41年）6月30日、静岡県の味噌製造会社専務宅で一家4人が殺害された強盗殺人・放火事件で、同年8月に袴田巖氏が逮捕され、無実を訴えながらも、1980年（昭和55年）に死刑判決が確定した事件である。

袴田氏は、翌1981年（昭和56年）から再審を請求してきたが、逮捕から47年という歳月を経て、今般ようやく再審開始と身柄の釈放という決定を得たのである。

しかるに、静岡地方検察庁は、3月31日、再審開始決定を不服として東京高等裁判所に即時抗告した。

- 2 静岡地方裁判所の再審開始決定は、確定判決において最重要証拠とされた5点の衣類等について、弁護人が提出したDNA型鑑定関係と色に関する証拠の新規性を認め、同衣類等が後日捜査機関によってねつ造された疑いが強いことを認め、同衣類等が後日捜査機関によってねつ造された疑いのある重要な証拠によって有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきた。無罪の蓋然性が相当程度あることが明らかになった現在、これ以上、袴田に対する拘置を続けることは、耐え難いほど正義に反する状況にある。」とまで言及して死刑のみならず拘置の執行をも停止した画期的な決定であった。

当会は、この決定を極めて高く評価するとともに、これに対して即時抗告した静岡地方検察庁の対応に強く抗議する。決定が「無罪の蓋然性が相

当程度あることが明らか」とまで述べ、社会もまた刑事司法における正義の実現に期待している現状況下にあつて、検察は、再審開始を受け容れたうえで、再審の実質的な審理の中でその主張立証をすべきであつて、再審開始決定自体に対する即時抗告により実質審理を引き延ばすべきではなかつた。当会は、静岡地方検察庁に対し猛省及び即時抗告の撤回を促すとともに、東京高等裁判所が一日も早く即時抗告を棄却し、再審の実質審理が開始されることを強く期待するものである。

- 3 袴田事件を検証すると、捜査機関は、科学的捜査を行わず、長時間の取調等による自白強要をなしている。これに対し、再審開始決定に至つたのは、再審段階になって初めて弁護側に開示された証拠に基づく科学的立証によるところが大きい。

取調の全面可視化、証拠の全面開示の必要性は明らかである。

- 4 袴田再審請求事件は、死刑という極刑が科された刑事裁判における誤判の恐ろしさを如実に示している。えん罪による刑の執行は、いかなる刑罰においても悲惨なものであり、本来あつてはならないものである。しかしながら、死刑という刑罰にあつては、日々死の恐怖にさらされた袴田氏の47年間を考えると、その取り返しのつかないこと、まさに「正義」の理念から見て「耐え難い」ものである。

日本弁護士連合会は、2011年（平成23年）10月の人権擁護大会において、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、国に対し、「直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止すること」、「死刑廃止についての全社会的議論がなされる間、死刑判決の全員一致性、死刑判決に対する自動上訴制、死刑判決を求める検察官上訴の禁止等に直ちに着手し、死刑に直面している者に対し、被疑者・被告人段階、再審請求段階、執行段階のい

ずれにおいても十分な弁護権、防御権を保障し、かつ死刑確定者の処遇を改善すること」を求めた。さらに、2013年2月には、法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出した。

当会は、国に対し、死刑廃止に向けた全国民的議論とその間の死刑執行の停止、死刑えん罪事件を未然に防ぐ緊急措置を強く求めるものである。

2014年4月16日

千葉県弁護士会

会 長 蒲 田 孝

